

平成 21 年 12 月 15 日

閣 議 決 定

地方分権改革推進計画 (抄)

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成 22 年通常国会に提出することを基本とする。

第 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告（以下「第 3 次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第 3 次勧告に沿って、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

〔厚生労働省〕

(5) 老人福祉法（昭 38 法 133）

- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（17 条 2 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(7) 介護保険法（平 9 法 123）

- ・ 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74 条 1 項、78 条の 4 第 1 項、115 条の 4 第 1 項、115 条の 14 第 1 項）並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74 条 2 項、78 条の 4 第 2 項、115 条の 4 第 2 項、115 条の 14 第 2 項）を、条例（制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする（ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。）。

- ・ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88 条 1 項、97 条 2 項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110 条 1 項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88 条 2 項、97 条 1 項（ただし、療養室、診察室及び機能訓練室を除く。）及び 3 項、110 条 2 項）を条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

なお、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における施設等基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。